

資料4

令和2年度第1回子ども・子育て会議説明資料

【改訂版】

安城市保育園等運営方針

令和2年7月3日(金)

子育て健康部 保育課

【改訂版】安城市保育園等運営方針

改訂理由

旧運営方針
と呼びます。

《安城市保育園・幼稚園運営方針》 平成30年6月策定

- 低年齢児保育ニーズへの対応のための受け入れ体制の整備
- 幼児教育・保育の持続的な提供のための保育経営のあり方の検討

状況の変化

- 幼児教育・保育の無償化（令和元年10月～）
- 子ども・子育て支援事業計画の改訂（令和2年3月）
- 公立保育所等経営審議会答申（令和2年3月）

《運営方針の改訂》 令和2年4月

【改訂版】安城市保育園等運営方針

改訂のポイント

- 1 民間による保育園・認定こども園の整備
- 2 公立保育園・幼稚園の認定こども園への移行
- 3 市が設立する社会福祉事業団による
保育園・認定こども園の運営

【改訂版】安城市保育園等運営方針（民間による整備）

1 民間による保育園・認定こども園の整備

変更点

(1) 施設数：4施設 → 3施設

(理由) 第2期支援事業計画の人口推計により、
 3施設で保育需要が充足可能

(2) 土地：市が選定及び造成

(理由) 業者では適切な用地の確保が困難

《比較表》

施設整備学区	旧運営方針		改訂版運営方針	
	公募年度	開園年度	公募年度	開園年度
東山中学校区	2018	2020	2020	2022
桜井中学校区	2019	2021	2020	2022
安祥中学校区	2020	2022	2021	2023
東山中学校区	2021	2023	—	—

スケジュールの
再検討

※施設規模：総合園、定員130人(低年齢児：55人、幼児：75人)

【改訂版】安城市保育園等運営方針（認定こども園への移行）

2 公立保育園・幼稚園の認定こども園への移行

○移行の目的（旧運営方針）

○安城幼稚園・さくの幼稚園

幼稚園需要の**減少**
 預かり保育需要の**増加**



H31 こども園への移行

- ・ 空き教室の有効活用
- ・ 地域の**幼児の集約**



近隣保育園(錦・作野)にて
低年齢児保育の拡充

○こども園の十分な**効果**を確認

- ・ **入園児童数**
 ⇒ 計81人が保育園コースに入園
- ・ **コース変更児童数** (1号⇒2号)
 ⇒ 計56人が保育園コースへ変更
- ・ **保護者の声**



改訂版運営方針

**★こども園への移行を進め
 サービスの拡大へ**

- ・ 近くの園に通うことが可能
- ・ 就業の有無によらず在園可能

【改訂版】安城市保育園等運営方針（認定こども園への移行）

○移行計画（改訂版運営方針）

★残りの2幼稚園に加え、保育園(※)についても移行を進める

【幼稚園】

園名	移行時期	類型	保育年齢	定員
安城北部 東 栄	2021年度	幼保連携型	3～5歳	140名

【保育園】

園名	移行時期	類型	保育年齢	定員
城ヶ入 東 部 高 棚 えのき 三ツ川	2022年度	幼保連携型	3～5歳	70名

(※) 定員に余裕があり、かつ近隣の私立幼稚園への影響を考慮し選定

【改訂版】安城市保育園等運営方針（事業団による一部公立園の運営）

3 市が設立する社会福祉事業団による保育園・認定こども園の運営

○安城市公立保育所等経営審議会について

【設置目的】

《財政負担の増大》

- ・低年齢児を中心とした保育ニーズの増加
- ・幼児教育・保育の無償化（令和元年10月～）



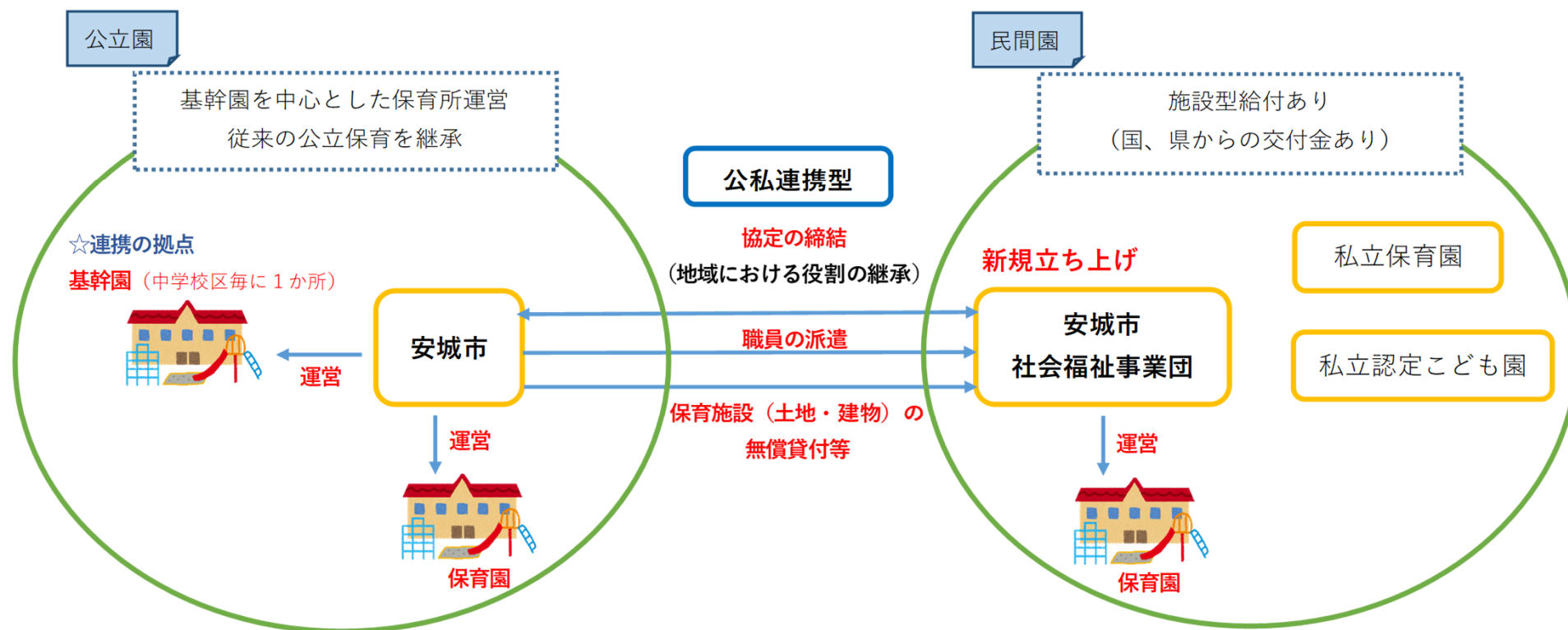
幼児教育・保育を**持続的に提供**するために
公立園の**経営のあり方**を審議

【答申】

社会福祉事業団を設立し、一部公立園を移管し運営

社会福祉事業団の設立と一部公立園の移管について(概要)

【概要図】



社会福祉事業団の設立と一部公立園の移管について(概要)

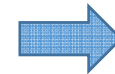
【基本方針】

○ 環境を変えないこと

民間移管に対する保護者の**最大の不安要素**

① 先生が替わること

② 園の運営方針が変わること



子どもへの影響

○ 地域における役割の継承

① 地域の拠点的役割

② 子育て支援を推進する役割

③ 人材育成、保育の質の向上に努める役割

○ 無償化に伴う負担増などに対し即効性があること

無償化に伴う本市の負担増：**約3.9億円/年**

⇒ **可能な限り多くの園を早急かつ一度に移管**

社会福祉事業団の設立と一部公立園の移管について(概要)

【事業団による一部公立園の運営】

新規立ち上げ

1 運営主体

(仮称) 社会福祉法人安城市社会福祉事業団

2 移管園

(1) 規模と考え方

市内公立27園 (保育園:23園、こども園:2園、幼稚園:2園) の内

⇒ 概ね**半数の14園** (理由: ①**高い財政効果**、②**円滑な人事異動**)

※施設型給付 (運営費) が多く支払われるよう園児数の多い園を選定

※幼稚園を移管する場合は、認定こども園へ移行

社会福祉事業団の設立と一部公立園の移管について(概要)

(2) 移管対象園

園名(事業団移管園) 14園				
南部保育園	西部保育園	東端保育園	志貴保育園	小川保育園
みのわ保育園	新田保育園	赤松保育園	みその保育園	桜井保育園
安城こども園	さくのこども園	安城北部幼稚園	東栄幼稚園	

※安城北部幼稚園、東栄幼稚園は認定こども園へ移行

園名(引き続き公立として残る園) 13園				
安城保育園	あけぼの保育園	和泉保育園	さくら保育園	二本木保育園
ゆたか保育園	錦保育園	作野保育園	城ヶ入保育園	東部保育園
高棚保育園	えのき保育園	三ツ川保育園		

社会福祉事業団の設立と一部公立園の移管について(概要)

3 移管の時期

令和3年4月



保護者及び保育士への
 丁寧な説明と十分な理解

4 運営の体制

- ・事業団に保育士（市職員）を派遣
 派遣期間：原則3年以内（最大5年）
- ・事業団に事務局を設置 ⇒ 職員を派遣し運営
- ・保育施設（土地・建物）は事業団へ無償貸付
- ・環境の変化を最小限に・地域における役割の確保

公益的法人への
 派遣法及び派遣
 条例に基づく

公私連携型
 (協定の締結)

5 移管による財政的効果

国・県からの交付金（対象14園）：約7.5億円/年

社会福祉事業団の設立と一部公立園の移管について(概要)

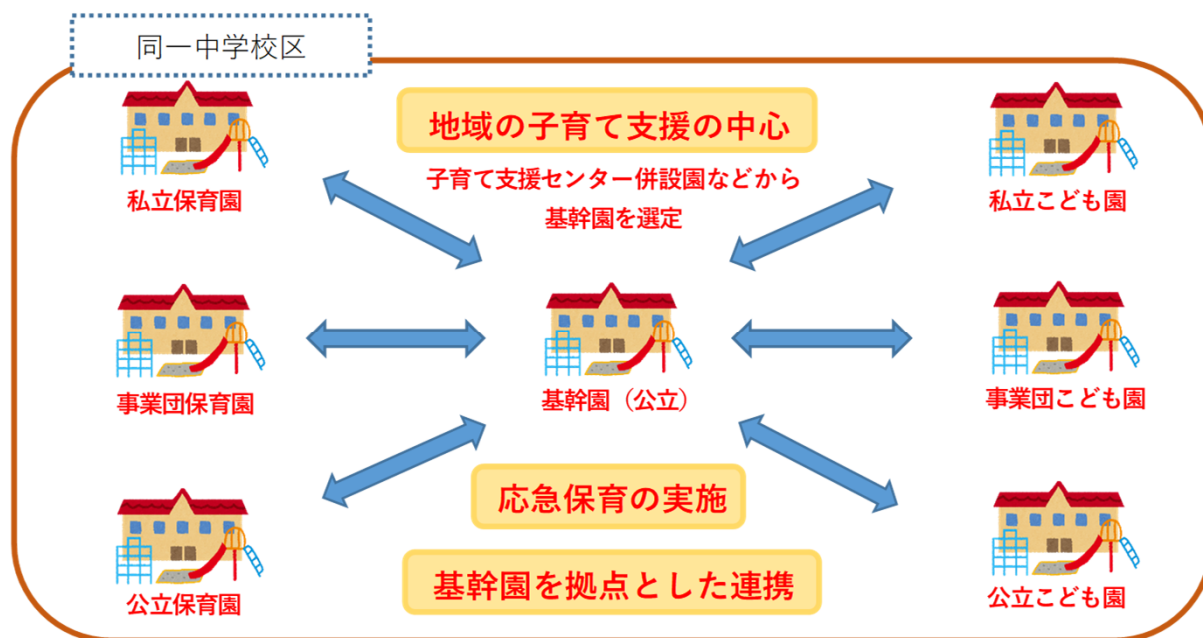
【公立園として残る園のあり方】

1 大規模園

地域の**子育て支援の中心**、災害時における**応急保育(※)の実施園**、

同一中学校区内の**各園の連携の拠点**として、中学校区毎に**基幹園**を設置

※災害発生時に
通常保育再開まで行う
子どもの預かり



中学校区	園名 (基幹園)
安城北	安城保育園
東山	あけぼの保育園
明祥	和泉保育園
桜井	さくら保育園
安城西	二本木保育園
安祥	ゆたか保育園
安城南	錦保育園
篠目	作野保育園

社会福祉事業団の設立と一部公立園の移管について(概要)

☆基幹園の役割 (連携の拠点)

- 『保育の質』 向上に向けた研修体制の拡充
 - ・ 公立・民間の**合同研修会**の実施
 - ・ **公開保育(公立・民間合同)**を基幹園が中心となって実施
- 地域の課題・実情に合わせた保育実践
 - ・ **地域ニーズ**の把握、情報発信、情報共有と意見交換
⇒ **保育施策**への反映、**保育実践**へ
- 行政機関との連携強化に向けた取り組み
 - ・ 学校・保健センター等との連携 ⇒ **包括的な支援 (子・家庭)**
 - ・ 市災害対策本部との連携 ⇒ **応急保育の実施(大規模災害時)**
 - ・ 情報が集まりやすいという公共の利点 ⇒ **情報発信・共有**

社会福祉事業団の設立と一部公立園の移管について(概要)

【公立園として残る園のあり方】

2 小規模園

地域に根差した保育園であることから、
 現時点においては統廃合を検討すべきではない



認定こども園への移行(利便性の向上) → 入園率の改善

園名	移行時期	類型	保育年齢	定員
城ヶ入 東 部 高 棚 えのき 三ツ川	2022年度	幼保連携型	3～5歳	70人

社会福祉事業団の設立と一部公立園の移管について(概要)

【スケジュール (案)】

	2020年度 (令和2年度)				2021年度 (令和3年度)
	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～
方針決定 ・ 運営方針改訂	方針決定	保育園等運営方針改訂版施行			
関係者説明 ・ 周知	保育士説明会	広報 入園案内	対象園保護者説明会		
議会	6月定例会	9月定例会	12月定例会		
事業団設立	事業団設立準備		法人認可	事業団事務局設置・業務開始	
	法人認可協議・申請			理事会	理事会
		第1回 設立準備会	第2回 設立準備会	評議員選任 解任会議	
				評議員会	
保育園等認可 (移管園)	認可協議・事前準備			認可の届出	保育園等 認可
					保育開始